

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年6月29日

金 曜 日

第 4370 号

目 次

条 例	
○富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
○富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	2
○富山県税条例等の一部を改正する条例	
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	16
○富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター条例の一部を改正する条例	19
○富山県医療法に基づく病院及び診療所の病床数の補正、人員、施設等に関する条例の一部を改正する条例	20
○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	21
○富山県港湾管理条例の一部を改正する条例	22

~~~~~

## 条 例

~~~~~

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、富山県税条例等の一部を改正する条例、過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター条例の一部を改正する条例、富山県医療法に基づく病院及び診療所の病床数の補正、人員、施設等に関する条例の一部を改正する条例、富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び富山県港湾管理条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第53号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第4第11項中「（昭和23年政令第326号）」の次に「、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村支援課)

富山県条例第54号

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1項を加える。

- 8 富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条例第62号）別表第1第1項第5号から第7号までに掲げる事務

附 則

この条例は、平成30年7月2日から施行する。

(市町村支援課)

富山県条例第55号

富山県税条例等の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第1条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項各号列記以外の部分及び第5項中「によつて」を「により」に改め、同条第6項中「この節」の次に「（第47条第13項から第16項までを除く。）」を加え、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第37条各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第47条第1項中「申告書を」を「申告書（第13項、第14項第1号及び第15項において「納税申告書」という。）を」に改め、同条に次の4項を加える。

- 13 特定法人である内国法人は、納税申告書により行うこととされ、又は納税申

告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第15項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第15項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（同項において「添付書類記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して行う方法その他省令に規定する方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

14 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

- (1) 納税申告書に係る事業年度又は連結事業年度開始の日（法第52条第2項第4号に掲げる公共法人等にあつては、前年4月1日）現在における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 保険業法に規定する相互会社
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人（第1号に掲げる法人を除く。）
- (4) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（第1号に掲げる法人を除く。）

15 第13項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなす。

16 第13項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされたときに知事に到達したものとみなす。

第52条第1項第1号イ中「みなし課税法人、」の次に「投資法人（」を加え、「（昭和26年法律第198号）」を削り、「投資法人、」を「投資法人をいう。第60条第4項第3号において同じ。）、特定目的会社（」に改め、「（平成10年法律第105号）」を削り、「特定目的会社」の次に「をいう。第60条第4項第4号において同じ。）」を加え、同条第3項中「この節の」を「この節（第60条第3項から第6項までを除く。）の」に改める。

第60条第1項中「第72条の33第2項」を「第72条の31第2項」に改め、「申告書」の次に「（以下「納税申告書」という。）」を加え、「計算書等の書類」を「法又はこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（第3項及び第5項において「添付書類」という。）」に改め、同条に次の4項を加える。

3 特定法人である内国法人は、納税申告書により行うこととされ、又は納税申告書に添付書類を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、前2項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第5項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（同項において「添付書類記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他省令に規定する方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

4 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

- (1) 納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 保険業法に規定する相互会社
- (3) 投資法人（第1号に掲げる法人を除く。）
- (4) 特定目的会社（第1号に掲げる法人を除く。）

5 第3項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなす。

6 第3項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされたときに知事に到達したものとみなす。

第72条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「この節」の次に「（第72条の5第3項から第5項までを除く。）」を加える。

第72条の5第1項中「申告書を」を「申告書（第3項及び第4項において「納税申告書等」という。）を」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 特定法人（消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。）である事業者（法第72条の87、法第72条の88第1項並びに法第72条の89第2項及び第3項の事業者に限る。）は、納税申告書等により行うこととされている譲渡割の申告については、前2項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、省令で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を經由して行う方法その他省令に規定する方法により知事に提供することにより、行わなければならない。
- 4 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなす。
- 5 第3項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされたときに知事に到達したものとみなす。

第91条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第91条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の令第39条の9に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第92条第1項中「消費等」の次に「（第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項に規定するもののほか、これら」に改め、「重量」の次に「又は金額」を、「場合」の次に「の計算その他こ

これらの規定の適用に関し必要な事項」を加え、「第39条の9で定める」を「第39条の9の2に規定する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の省令第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として令第39条の9の2第4項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第93条中「860円」を「930円」に改める。

第123条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する条例（平成15年富山県条例第54号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第 1 項の申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合には、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

第 144 条を次のように改める。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第 144 条 自動車税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7 条の規定による登録の申請を行い、併せて富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条の申告書の提出を行う場合には、前条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を省令第 9 条に規定する方法により徴収する。

附則第 5 条の 3 第 1 項中「及び第 72 条の 5 第 2 項」を「、第 72 条の 5 第 2 項及び法第 747 条の 3 第 1 項第 3 号」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第 72 条の 5 の規定による申告に係る同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 項	、法第 72 条の 88 第 1 項並びに法第 72 条の 89 第 2 項及び第 3 項	及び法第 72 条の 88 第 1 項
	知事	税務署長
第 3 項	、法第 72 条の 88 第 1 項並びに法第 72 条の 89 第 2 項及び第 3 項	及び法第 72 条の 88 第 1 項
	、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他省令に規定する方法により知事に	あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

		で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として省令に規定する方法により
第 5 項	法第 762 条第 1 号の地方税共同機構	同項の国税庁
	電子計算機 (入出力装置を含む。)	電子計算機
	知事	税務署長

第 2 条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第 92 条第 3 項各号列記以外の部分中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第 3 条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第 92 条第 3 項各号列記以外の部分中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改める。

第 93 条中「930 円」を「1,000 円」に改める。

第 4 条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第 92 条第 3 項各号列記以外の部分中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第 93 条中「1,000 円」を「1,070 円」に改める。

第 5 条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第 91 条の 2 中「及び次条第 3 項第 1 号」を削る。

第 92 条第 1 項中「第 3 項第 3 号ア」を「第 3 項第 2 号ア」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「第 1 号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した」を削り、同項第 1 号を削り、同項中第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

(富山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 富山県税条例等の一部を改正する条例 (平成 27 年富山県条例第 48 号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に改

め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改め、同条第14項の表第4項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改め、同表第7項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改める。

第7条 富山県税条例等の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、富山県税条例第138条第1項第3号中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を加え、同項第4号中「第146条第1項」を「第148条第1項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加え、同条の次に次の9条を加える改正規定のうち第138条の7第1項第2号中「この号」の次に「、第3項」を加え、同条第2項中「次項において同じ。）には」を「）には」に、「次項において同じ。）に相当する」を「以下この条において同じ。）に相当する」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項の申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

第1条中富山県税条例第143条の改正規定の次に次のように加える。

第144条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「第9条」を「第9条の16」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定及び附則第6条の規定 平成31年10月1日
- (2) 第1条中富山県税条例第33条、第47条、第52条、第60条、第72条、第72条の5及び附則第5条の3第1項の改正規定並びに附則第2条第2項、第3条及び第4条の規定 平成32年4月1日
- (3) 第3条の規定及び附則第7条の規定 平成32年10月1日
- (4) 第1条中富山県税条例第37条の改正規定及び附則第2条第1項の規定 平成33年1月1日
- (5) 第4条の規定及び附則第8条の規定 平成33年10月1日
- (6) 第5条の規定及び附則第9条の規定 平成34年10月1日
- (7) 第1条中富山県税条例第123条及び第144条の改正規定、第7条の規定並びに附則第10条の規定 規則で定める日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例第52条第3項及び第60条第3項から第6項までの規定は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第4条 新条例第72条第2項及び新条例附則第5条の3第1項後段の規定により読み替えられた新条例第72条の5の規定は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の78第3項に規定する課税期間が平成32年4月1日以後に開始する場合につ

いて適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、平成30年10月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に富山県税条例第90条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同条例第93条の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条から附則第8条までにおいて「売渡し等」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「改正法」という。)による改正前の地方税法第74条第1号に規定する製造たばこ(富山県税条例等の一部を改正する条例(平成27年富山県条例第48号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する富山県税条例第90条第1項に規定する卸売販売業者等(以下この条から附則第8条までにおいて「卸売販売業者等」という。)又は改正法による改正後の地方税法第74条第1項第4号に規定する小売販売業者(以下この条から附則第8条までにおいて「小売販売業者」という。)がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第10条第3項に規定する総務省令で定める様式による申告書を平成30年10月31日までに、知事に提出しなければならない。

- 4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第23条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受取することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第92条第1項及び第93条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第92条第2項	前項	富山県税条例等の一部を改正する条例（平成30年富山県条例第55号。次項及び第93条の6の2において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第2項
第92条第3項	第1項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第93条の6の2	第93条の4第1項から第3項まで	平成30年改正条例附則第5条第3項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成30年10月31日

- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、富山県税条例第93条の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第93条の4第1項から第3項まで又は第5項の規定により知事に提出すべき申告

書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した改正法附則第10条第7項の規定による書類を添付しなければならない。

第6条 平成31年10月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、平成32年10月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた改正法による改正後の地方税法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第12条第3項に規定する総務省令で定める様式による申告書を平成32年11月2日までに、知事に提出しなければならない。

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第25条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第10項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

- 6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第3条の規定による改正後の富山県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第92条第1項及び第93条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第92条第2項前項		富山県税条例等の一部を改正する条例（平成30年富山県条例第55号。次項及び第93条の6の2において「平成30年改正条例」という。）附則第7条第2項
第92条第3項第1項		平成30年改正条例附則第7条第2項
第93条の6の2	第93条の4第1項から第3項まで	平成30年改正条例附則第7条第3項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成32年11月2日

- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、富山県税条例第93条の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第93条の4第1項から第3項まで又は第5項の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した改正法附則第12条第7項の規定による書類を添付しなければならない。

第8条 別段の定めがあるものを除き、平成33年10月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造た

ばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が県内に所在する場合に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000 本につき70円とする。

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正法附則第13条第3項に規定する総務省令で定める様式による申告書を平成33年11月1日までに、知事に提出しなければならない。
- 4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第26条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第12項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第4条の規定による改正後の富山県税条例の規定中県たばこ税に関する部分（同条例第92条第1項及び第93条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第92条第2項前項	富山県税条例等の一部を改正する条例（平成30年富山県条例第55号。次項及び第93条の6の2において「平成30年改正条例」という。） 附則第8条第2項
第92条第3項第1項	平成30年改正条例附則第8条第2項

第93条の6の 2	第93条の4第1項か ら第3項まで	平成30年改正条例附則第8条第3項
	これらの項に規定す る申告書の提出期限	平成33年11月1日

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、富山県税条例第93条の5の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第93条の4第1項から第3項まで又は第5項の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した改正法附則第13条第7項の規定による書類を添付しなければならない。

第9条 平成34年10月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第10条 新条例第123条の規定は、附則第1条第7号に規定する規則で定める日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(税務課)

富山県条例第56号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「平成35年 3 月31日」を「平成34年 9 月28日」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「同法第 5 条第 1 項」を「同条第 1 項」に、「平成30年 3 月31日」を「平成32年 3 月31日」に改める。

第 5 条中「第72条の33」を「第72条の31」に改める。

附則第 6 項中「平成30年 3 月31日」を「平成33年 3 月31日」に改める。

第 2 条 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 の見出し中「における」の次に「課税免除又は」を加え、同条第 1 項各号列記以外の部分中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力地域等特定業務施設整備計画」に改め、「認定事業者」の次に「（次項において「認定事業者」という。）（同条第 1 項第 1 号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を、「をいう。」の次に「次項において同じ。」を加え、「の税率は」を「については」に改め、「、富山県税条例第58条、第65条の 3、第76条又は第 167 条の規定にかかわらず」を削り、「定めるところによる」を「定めるところにより課税をしない」に改め、同項第 1 号中「地域再生法第17条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業を実施する場合であつて、」を削り、「もの富山県税条例第58条又は第65条の 3 に定める税率に 100 分の10を乗じて得た率」を「もの」に改め、同項第 2 号中「もの 100 分の 0.4」を「もの」に改め、同項第 3 号中「で、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率」を削り、同号ア及びイを削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 地方活力向上地域内において地域再生計画の公示の日から平成32年 3 月31日までの期間内に、認定事業者（地域再生法第17条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日まで（同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の期間内に、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設し、又は増設した者（青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）に対して課する次の各号に掲げる県税の税率は、富山県

税条例第76条又は第 167 条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不動産取得税 当該新設し、又は増設した減価償却資産である建物及びその敷地である土地の取得（地域再生計画の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの 100 分の 0.4
- (2) 県固定資産税 当該新設し、又は増設した減価償却資産に対して法第 342 条の規定によつて市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後 3 箇年度において、当該減価償却資産に係る機械及び装置並びに構築物（地域再生計画の公示の日以後において取得した機械及び装置並びに構築物に限る。）に対して課するもの 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

年度の区分	税率
初年度	100 分の 0.14
第 2 年度	100 分の 0.467
第 3 年度	100 分の 0.933

第 6 条各号列記以外の部分中「若しくは第 3 条」を「、第 3 条若しくは第 4 条の 2 第 1 項」に、「第 4 条の 2」を「第 4 条の 2 第 2 項」に改める。

附則第 6 項中「第 4 条の 2 第 1 項第 2 号」を「第 4 条の 2 第 2 項第 2 号」に改める。

附則第 8 項中「及び第 4 条の 2 第 1 項第 1 号」を削り、「これらの規定」を「同号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中第 5 条の改正規定 平成32年 4 月 1 日
- (2) 第 1 条中第 1 条第 4 号の改正規定、第 2 条の規定及び附則第 3 項の規定 規

則で定める日

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例第 4 条の 2 及び附則第 6 項の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 2 条の規定による改正後の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例第 4 条の 2 の規定は、附則第 1 項第 2 号に規定する規則で定める日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

(税 務 課)

富山県条例第57号

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部を改正する条例

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「リハビリテーション医療」を「リハビリテーション医療等」に改める。

第 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第70条第 1 項に規定する事業所として、同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護及び同条第 5 項に規定する訪問リハビリテーションを行うこと。

第 6 条第 2 号中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

別表中「第 3 号」を「第 4 号」に改め、「（平成 9 年法律第 123 号）」を削り、

「でに掲げる業務」	法第24条の	法第24条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める
	2 第 1 項に	基準により算定した費用の額（以下この項において「入所支規定する指
	援費」という。）及び病院条例第 4 条の規定の例により算定	

を

「でに掲げる業務」	介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス	介護保険法第41条第4項第1号又は第46条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	法第24条の2第1項に規定する指	法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下この項において「入所支援費」という。）及び病院条例第4条の規定の例により算定

に、「第4条第4号」を「第4条第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(障害福祉課)

富山県条例第58号

富山県医療法に基づく病院及び診療所の病床数の補正、人員、施設等に関する条例の一部を改正する条例

富山県医療法に基づく病院及び診療所の病床数の補正、人員、施設等に関する条例（平成24年富山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第5項」を削る。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「この項」の次に「及び附則第2条」を加える。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第2条を次のように改める。

第2条 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は命令等をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の30に規定する区域における既存の病床数及び当該申請に係

る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床数として算定する。

附則第4条各号列記以外の部分中「この条及び附則第6条において」を削り、「病院（以下この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合は、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第6条各号列記以外の部分中「この条」の次に「及び次条」を加え、「」に」を「次条において同じ。）に」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合は、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(医 務 課)

富山県条例第59号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表小摺戸発電所の項の次に次のように加える。

上百瀬発電所	640	南砺市
--------	-----	-----

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(企・電気課)

富山県条例第60号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項中

基本料金	水平引込式起重機（軌道走行式能力1時間当たり450トン）1基1時間につき	23,130円	を
	水平引込式起重機（軌道走行式能力1時間当たり600トン）1基1時間につき	37,640円	

基本料金	水平引込式起重機（軌道走行式能力1時間当たり600トン）1基1時間につき	37,640円	に改め、同表備考
------	--------------------------------------	---------	----------

中「占用料等」を「使用料等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(港 湾 課)